

二十五日	金屋谷、大坂、富江、大平原	
二十六日	江府町 俣野、下安井	
〇五日欄検査		
実施期日	実施区域	実施場所
三月十日	伯仙町	各種鶏場巡回
十一日	"	"
十二日	"	"
十四日	"	"
ニユーウツスル病予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
三月十四日	日智頭	町各種鶏場巡回
十五日	若桜町	"
十六日	船岡町	"
十七日	那家町	"
十八日	智頭町	"
十九日	八東町	"
"	河原町	"
十九日	河原町	"
十九日	上坂、福塚検診場	
十九日	豊栄、井原	
二十二日	下花口、東の原	

二十三日 神戸上、野田

鳥取県告示第九十七号

建設省所有財産の次の土地は、昭和四十一年二月二十三日から用途廃止した。

昭和四十一年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目 面積 用途

米子市河崎字中通彦右エ門分二五六四番一 農道敷 九、八八坪 農道敷

地先

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日にあつたときは、その翌日)

目次

- 〇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法により国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
- 肥料の登録
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 肥料の分析検査の概要
- 道路の位置の指定
- 選挙管理委員会の招集
- 鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者
- 昭和四十一年二月二十五日付け鳥取県訓令第2号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の

国民健康保険法及び国民健康保険業薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年三月八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

岩井医院 鳥取市朝月字下島一三ノ三 昭和四十年十二月二十五日

伊藤内科医院 米子市上福原一、五〇九

鳥取県告示第九十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険業薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年三月八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

医療法人十字会 倉吉市船崎町二、七二四ノ一 昭和四十年十二月二十八日

鳥取県告示第一百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険業

剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
 鳥国医一、一七五 山本 文雄 昭和四十年十二月 四日
 一、一七六 勝田 昌俊 " 二十四日

鳥取県告示第百一号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
 鳥国医一、一七八 小原 剛雄 昭和四十一年一月 十三日
 一、一八一 伊佐治 悟 " 二十一日

鳥取県告示第百二号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
 鳥国医一、一七七 成田喜代司 昭和四十一年一月 七日
 一、一八二 坂本 寿子 " 二十六日

鳥取県告示第百三号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
 昭和四十一年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分量(パーセント) 生産業者の住所及び氏名
 鳥取県 第五〇号 なたね油かす 窒素全量五・三〇 倉吉市米田八一 福永 辰雄
 第三五一号 加里全量一・三三

鳥取県告示第百四号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
 昭和四十一年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四二号	大栄水磨一号複合肥料	アンモニウム性窒素 五〇・〇〇 水溶性りん酸 二〇・〇〇 水溶性加里 一〇・〇〇	東伯郡大栄町宇瀬戸五三の九 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住 正
第三四三号	甘藷複合	窒素全量 三〇・〇〇 りん酸全量 一五・〇〇 アンモニウム性窒素 一五・〇〇 内水溶性りん酸 一五・〇〇 内水溶性加里 一五・〇〇	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯江 義博

鳥取県告示第百五号
 飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十一月及び十二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。
 昭和四十一年三月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	成分検査					収去年月日	その他特記すべき事項
		粗たんぱく質	粗繊維	粗脂肪	粗灰分	水分		
神戸市兵庫区明通三丁目20番地 第三株式会社飼料工場	ワルワス印完全配合飼料成爲用タカラマツ ワルワス印完全配合飼料成爲用タカラマツ ワルワス印完全配合飼料成爲用タカラマツ	3,456 3,456 3,457	17.0 17.4 18.3	3.0 4.3 3.7	7.0 3.0 4.5	10.0 10.9 11.7	昭和40年12月13日 鳥取市東品治町2番地 中村農産株式会社倉庫 粗灰分過剰	
玉野市港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印成爲用完全配合飼料採用Aタイプ カネニ印成爲用完全配合飼料大麗用 カネニ印完全配合飼料若狭育成用カネトシ	カネニ印完全配合飼料採用Aタイプ カネニ印成爲用完全配合飼料大麗用 カネニ印完全配合飼料若狭育成用カネトシ	3,630 3,004 3,406	17.0 18.4 14.0 15.3 14.0 15.9	2.5 3.3 3.0 3.8 3.5 3.7	7.0 7.0 7.0 7.5 7.7	11.0 9.8 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 5.6	昭和40年12月14日 鳥取市東品治町2番地 戸田農産	
名古郡市瀬区堤町2丁目96番地 中部飼料株式会社本社工場 ワル中印成爲用完全配合飼料プロマツ ワル中印成爲用完全配合飼料プロマツ ワル中印成爲用完全配合飼料プロマツ	ワル中印成爲用完全配合飼料プロマツ ワル中印成爲用完全配合飼料プロマツ ワル中印成爲用完全配合飼料プロマツ	4,466 3,350	16.0 16.0 16.0 16.4	2.5 2.5 2.5 4.0	7.0 5.9 7.0 2.7	11.0 9.1 9.0 8.3	昭和40年12月14日 鳥取市東品治町2番地 KK伊成肥料本工場	

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検査		検査結果	収去年月日
		抽出	分析		
境港市外江町374番地の1 山藤くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料成鶏用2号ワツシュ	3,945	18.0	3.5	昭和40年12月16日
		18.4	17.7	3.6	
		3,947	17.9	3.6	
		3,942	20.0	3.7	
		2,888	17.6	3.8	
くみあい標準配合飼料中鶏用1号	くみあい標準配合飼料中鶏用1号	4,446	19.0	4.0	昭和40年12月16日
		19.0	18.0	4.0	
		3,951	18.0	4.0	

備考 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分で、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。
 非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検査		検査結果	収去年月日
		抽出	分析		
境港市渡町1,168番地 美保飼料製造所 飼料川魚粉	表	40.0	43.9	50.4	昭和40年11月25日
		45.0	51.7	51.4	
鳥取市湯原町2丁目143 和谷魚粉製造所	原	45.0	38.0	37.2	昭和40年12月13日
		50.0	51.7	25.0	
石道市吉和町261番地 日本配合肥料株式会社	原	30.0	4.9	45.0	昭和40年12月13日
		18.9	50.0	18	

製造事業場の所在地及び名称	表示区分	検査		検査結果	収去年月日
		抽出	分析		
鳥取市東品治町191 中嶋精製製粉株式会社	二種混合	14.6	6.0	5.0	昭和40年12月14日
		9.4	2.4	3.0	
神戶市長田区榎ヶ香町1の21 株式会社増田製粉所	二種混合	9.0	3.0	1.5	昭和40年12月14日
		16.6	8.6	5.0	
尾道市金東寺1丁目19番地 宝化成肥株式会社	表	22.2	3.8	3.0	昭和40年12月16日
		11.5	4.9	3.0	
境港市外江町374番地の1 山藤くみあい飼料株式会社	表	12.3	3.4	3.0	昭和40年12月14日
		17.0	2.5	3.5	
くみあい配合飼料成鶏用ワツシュ	表	16.0	3.0	3.0	昭和40年12月14日
		16.9	3.7	4.2	
くみあい配合飼料さかえワツシュ	表	17.0	3.0	3.0	昭和40年12月14日
		17.7	3.6	3.6	
くみあい配合飼料ワカ大種用1号	表	18.0	3.0	3.0	昭和40年12月14日
		18.4	4.2	3.7	

くみあい混合飼料(大)の1期	表	21.3	3.0	3.9	8.9	0.55
くみあい混合飼料(山)の1期	表	15.0	3.2	1.9	10.0	2.0
くみあい混合飼料(平)の1期	表	18.5	2.0	8.3	3.0	0.85
くみあい混合飼料(中)の1期	表	10.3	3.1	5.3	3.0	2.0

備考 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した肥料を、「葉」とあるのは任意に成分等を附した肥料を、空白はそれら以外の肥料を示す。
検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量で、「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
検出物「法第15条の2に規定するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該肥料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該肥料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第百六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月二十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十一年三月八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名
米子市朝日町 米子市花園町 九四番二五九番地 一〇四番二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百六号

昭和四十一年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十一年三月八日
鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 一 日時 昭和四十一年三月十七日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和四十一年度選挙常時啓発事業計画について

頁 段 行
三 上 六から十二 (電報発信者符号)
第三十二条 東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所及び北九州事務所の電報発信者符号は、別表三のとおりとする。
附 則
1 この訓令は、昭和四十一年三月一日から施行する。
2 鳥取県電報発信者符号(昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号)は、廃止する。

三 下 四 名古屋事務所長 ナチ 北九州事務所長 キチ

公 告

昭和四十一年三月八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

田中 有明
住田 謙 盛田 幸男 植谷 忠義 木田 保徳

正 誤

昭和四十一年二月二十五日付け鳥取県訓令第二号中次の箇所に関りがあったので、訂正する。

(電報発信者符号)
第三十二条 東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所及び北九州事務所の電報発信者符号は、別表三のとおりとする。

附 則
1 この訓令は、昭和四十一年三月一日から施行する。
2 鳥取県電報発信者符号(昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号)は、廃止する。

名古屋事務所長 シチ 北九州事務所長 キチ

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報

を 部購読したいので、購読料金 円を添えて申

し込みます

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及代表者名)

鳥取県知事 石破 二郎殿

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または、
当たるときは、
の翌日)

取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一
項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十一日

鳥取県知事 石破 二郎

告示 教育職員の免許状の授与 計量器の定期検査 解除予定の保安林にする旨の通知

告示 示

鳥取県告示第百十二号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定
に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一
項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十一日

鳥取県知事 石破 二郎

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
幼稚園教諭二級普通免許状 昭四〇幼二第第五号 村上 菊子 鳥取県

鳥取県告示第百十三号

計量法(昭和二十六年法律第百二十七号)第百四十条の規定に基づき、鳥

検査日	検査時間	検査場所
四月 十一日	午前 十時から 午後 三時まで	鳥取市農業協同組合面影支所
四月 十二日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	津ノ井小学校
四月 十三日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	米里地区公民館
四月 十四日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	美保小学校
四月 十五日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	倉田農業協同組合
四月 十八日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	神戸地区上砂見公民館
四月 十九日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	美穂農業協同組合
四月 二十日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	大和地区公民館
四月 二十一日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	東郷小学校
四月 二十二日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	六正地区公民館
四月 二十三日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	明治小学校
四月 二十四日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	鳥取市農業協同組合豊実支所
四月 二十五日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	松保地区公民館
四月 二十六日	午前 九時三十分から 午後 三時まで	吉岡地区公民館